

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 業務名 岩手県立水沢高等学校危険木伐採処理業務
- (2) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年2月22日まで
- (4) 履行場所 岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場5番地1 岩手県立水沢高等学校校地内

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項のいずれかの規定に該当しない者であること。（被補助人、被保佐人又は未成年であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 入札の日において、令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者で、県南広域振興局（本局）の管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条における経營業務の管理者を置く営業所）を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第2号第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 本件の入札に参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格申請書

イ 事業所に係る調書（任意の様式）

事業所の所在地、電話、FAX、設備・施設の概要（パンフレット類でも可）、組織体制を記載すること。

- (2) (1)の書類の提出部数は1部とし、令和5年9月11日（月）午後4時45分（土日祝祭日を除く）までに、15（2）の場所に提出しなければならない。

- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出した書類について、岩手県立水沢高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和5年9月13日（水）午後4時45分までにFAXにより通知する。

4 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により令和5年9月1日（金）午後4時45分までに、15（2）に示す照会先に提出すること。

また、回答は入札参加者に対し令和5年9月6日（水）午後4時45分までにFAXにより通知する。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書は、直接6の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
なお、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状〔別紙 参考様式1〕を提出しなければならない。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和5年9月20日（水）午前10時00分

岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場5番地1 岩手県立水沢高等学校 大会議室

7 入札書記載事項

入札書は、次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（件名：岩手県立水沢高等学校危険木伐採処理業務）
- (5) あて名（岩手県立水沢高等学校長）
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名及び受任者氏名を記載したうえで、頭書に「代理人」と記載するものとする。）

8 入札保証金

入札保証金は、免除する。

9 入札の辞退

- (1) 入札参加資格申請書等の確認の結果、入札に参加できると認められた者は入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、次のア又はイに掲げるところにより15(2)の場所まで申し出なければならない。

ア 入札執行前には、入札辞退届を入札執行機関に直接持参又は郵送（入札日の前日午後4時45分までに到着するものに限る。）すること。

イ 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。

- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けることはない。

10 入札の延期、取止め等

- (1) 天変、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがある。
- (2) 発注機関の長は、入札公告、設計図書に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取り止めることがある。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。
- (4) 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合その他不正な行為によると認められる入札
- (8) 同一委託業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

13 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度の入札の回数には制限を設けない。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付（契約金額の100分の5以上の金額とする。）
 - イ 契約保証金に代わる担保（有価証券等）の提供
 - ウ 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
 - エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - オ 損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方の請求書を徴して還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は、別添「契約書案」のとおりとする。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 入札及び契約に関する照会先
岩手県立水沢高等学校 事務室
〒023-0864 岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場5番地1
電話番号 0197-24-3151
FAX 番号 0197-24-3151